

日本国外務省と中華人民共和国外交部との間の 2021年の交流・協力の年間計画

日本国外務省及び中華人民共和国外交部(以下「双方」という。)は、「日本国外務省と中華人民共和国外交部との間の交流・協力の年間計画の作成に関する覚書」に基づき、両国関係を発展させていく観点から、また、国際社会及び地域の諸課題について共に貢献する観点から、2021年を通じ次のとおり、相互訪問、協議、対話、交流及び協力を行っていくことで一致した。

1. 双方は、外務大臣を含む政務三役の相互往来及び接触を引き続き維持するとともに、次官級の日中戦略対話、日中外交当局間協議及び日中安保対話を引き続き開催する。
2. 双方は、次の協議、対話及び交流を適当な時期に実施する。
 - (1) 日中政策企画協議
 - (2) 日中メコン政策対話
 - (3) 日中アフリカ政策対話
 - (4) 日中ラテンアメリカ・カリブ協議
 - (5) 日中中東協議
 - (6) 国連に関する日中協議
 - (7) 日中軍縮・不拡散協議
 - (8) 日中国際法局長協議
 - (9) 日中高級事務レベル海洋協議メカニズム
 - (10) 日中領事当局間協議
 - (11) 日中テロ対策協議
 - (12) 日中外務報道官協議
 - (13) 日中公館に関する協議
 - (14) 中堅幹部代表団の相互訪問
 - (15) 日中外交当局間海洋事務従事者代表団の交流・相互訪問
 - (16) 日本外務省研修所と中国外交養成学院との交流
3. 双方は、国連、G20、APEC、その他の国際機関及び多国間の枠組みにおいて、この地域における平和及び安全並びに保健分野を含む持続的な開発等の諸課題における協力を強化するため、また、ルールに基づく多角的貿易体制を共に維持・強化するとともに、自由・公正で透明性があり予測可能で無差別かつ安定した貿易及び投資環境を構築し、開かれた市場を維持できるよう、意思疎通及び協力を強化する。また、必要に応じ第三国における双方の在外公館の間で意思疎通及び協力を行っていく。